

社会福祉法人 有岡協会

あいおか乳児保育所

入所のしおり

～ 重要事項説明書 ～

(2024年度)



《 は じ め に 》

1. 運営の目的・方針 《重要事項》

ありおか乳児保育所は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ保育を行うことを目的とします。

- (1) 保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 保育に関する専門性を有する職員が家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 園児の属する家庭や地域等様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

2. 施設概要 《重要事項》

(1) 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 有岡協会
所 在 地	伊丹市西台3丁目7番1号
電 話 番 号	072-772-4791

(2) 施設の種類・名称等

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	ありおか乳児保育所
施 設 の 所 在 地	伊丹市西台3丁目7番1号
連 絡 先	電話番号：072-772-4791 FAX：072-784-9963 (保育所からの連絡はFAXからかける為折り返しはつながりません)
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより保育を必要とする児童
開 設 年 月 日	昭和26年 3月 1日
入 所 児 定 員	110名
保 育 年 齢	生後57日目以上から 2歳児（満3歳になった3月まで）

(3) 面積・構造

敷地	敷地全体	669.39㎡
	園庭	185.21㎡
園舎	構造	鉄筋コンクリート造
	延べ面積	869.93㎡

(4) 主な部屋の構成

	部屋数	備考
乳児室・ほふく室	1室	ひよこ組・・・(0歳児クラス)
保育室	8室	ぱんだ組・・・(1歳児クラス) ぺんぎん組・・・(1歳児クラス) ぞう組・・・(2歳児クラス) きりん組・・・(2歳児クラス) 予備保育室
沐浴室	1室	
保健室(静養室)	1室	
調理室	1室	
事務室	1室	

3. 職員職種構成《重要事項》

・ 所長・主任・保育士・看護師・事務員・調理員等

当保育所では、「法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例(平成24年3月21日兵庫県条例第4号)」及び「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。)」を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。
※各職種の勤務体系はシフト制になっています。

4. 保育理念

- 児童福祉法に基づき、子ども達が愛情と信頼感をもてるよう、温かい心を育み豊かな人間性を養います。
- 保育所の専門性を活かし安心して子育てができるよう、ご家庭と地域また関係機関との連携・協力を図り、信頼される家庭支援に努めます。

5. 保育方針

子ども同士また保育士・他職員とのかかわり、そしていろいろな体験を通して日々心身ともに健康に楽しく過ごす。

6. 保育目標

豊かに伸びようとする可能性をひきだし、望ましい未来をつくりだす力の基礎を作り出すことを第一の目標とする。

- ・ くつろいだ雰囲気の中で情緒を安定させ、心身の発達を図る。
- ・ 健康・安全などの日常生活に必要な基本的習慣を養う。
- ・ 積極的な遊びを通して自主・協調の社会性を養う。

7. 保育を提供する日 《重要事項》

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。以下の日は休所です。

- 日曜、祝日（但し、休日保育実施日除く）
- 年末年始（12月29日から1月3日）完全休所

※休日保育をご利用の場合は別途説明をさせていただきますのでお申し出ください。

● 保護者の方がお休みの場合及び土曜日について ●

保護者の勤務休暇日は原則ご家庭での保育となります。

土曜日の保育については職員の労働時間調整の都合上、平日より少ない人数で保育にあたりますので原則として土曜日はお仕事の方のみ登所可とさせていただきます。ご理解とご協力をお願いいたします。

利用される方はその週の木曜日の午前中（12時）までにお知らせください。

※やむを得ない事情で保育が必要な場合はご相談ください。

※土曜日の保育所利用状況について、事前に提出いただいている書類の内容と著しく異なる場合は調査・確認及び就労証明書の提出をお願いする場合があります。

8. 保育を提供する時間 《重要事項》

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

保育標準時間認定	保育時間	午前7時から午後6時 ※月～土
	延長保育時間	午後6時から午後7時 ※土曜日除く
保育短時間認定	保育時間	午前8時30分から午後4時30分
	延長保育時間	午前7時から午前8時30分・午後4時30分から午後6時・午後6時から午後7時 ※土曜日除く

* 上記時間内において、保育の必要な時間が利用時間となります。

保育標準時間認定であっても、入所理由がお仕事以外（産休、育休、疾病、求職等）の場合はできる限り、8時30分頃～16時30分頃までの保育（利用）時間をお願いします。

* 延長保育の利用にあたっては、お支払いいただく通常の保育料のほかに、別表2の利用者負担が必要となります。

* 延長保育についてはP15『16. 特別保育事業』をご覧ください。

9. 提供する保育の内容 《重要事項》

当保育所は、保育所保育指針(平成30年4月1日厚労告117)を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

P4『8. 保育を提供する時間』に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	昼食	午後間食	備考
0歳児	10時45分頃	14時45分頃	※献立表は毎月別途お知らせします。
1歳児	11時頃	15時頃	
2歳児	11時頃	15時頃	※食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。
3歳児			
4歳児			
5歳児			

10. 利用料金 《重要事項》

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

11. 利用の終了に関する事項 《重要事項》

当保育所は以下の場合には市町村長に報告し、その指示を得て保育の提供を終了いたします。

(1) 年度の初日における満年齢が3歳である時

(2) 児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、入所を継続することが適当でないと市町村長が認めるとき

12. 年間行事・子ども達の1日

- 年間行事・・・保育参観、運動あそび、ありおかフェスティバル、その他
- 毎月の行事・・・お楽しみ会、身体測定(連絡帳の裏表紙に記入します)、避難訓練
- 随時行う行事・・・クッキング

※詳細については園だより等でお知らせいたします。

年間行事予定表	
4月	新年度保育始め
5月	こどもの日
6月	○クラス懇談会・○運動あそび 内科検診
7月	七夕まつり・水あそび
8月	水あそび
9月	お月見
10月	歯科検診 ハロウィン ○保育参観(自由参観)
12月	クリスマス会
1月	お正月
2月	内科検診
3月	ひなまつり ○ありおかフェスティバル お別れ会・保育納め

デイリープログラム	
7:00	順次登所 健康観察
9:00	あそび
9:30	牛乳を「飲む」
10:00	あそび
10:45	離乳食・ミルク
11:00	給食
12:00	ひるね準備 ひるね
14:30	めざめ
14:45	離乳食・ミルク
15:00	おやつ
15:30	あそび 順次降所
18:00	延長保育(有料) * 要申請(前月20日まで) * 月～金曜日 * おおむね生後6か月以上

※4月の園だよりにて年間行事の日をお知らせします

※○印が保護者参加の行事になります

※各検診で気になることがあればお伝えします

13. 入所の時に準備するもの

品名	クラス				その他
	ひよこ	ぱんだ ぺんぎん	ぞう きりん		
着替え用衣類一式 (シャツ・パンツ・上下衣)	4	4	3		よだれかけ 靴下1足(タイツ・レギンスは不可)
紙オムツ(紙パンツ)	5	5	5		紙オムツ又は紙パンツは、毎日2枚(帰りの分)を持参ください(前に名前を記入してください)
バスタオル	1	2	2		ひるね用(冬は毛布)、サブバッグ
ナイロン袋	1	1	1		台所用ポリ袋(約25×35cm)を1袋
手さげ袋	1	1	1		通園用(連絡帳等を入れる)
靴		1	1		外遊び・災害時に使います

- * 持ち物にはフルネームで名前をはっきりと書いてください。
- * 汚れ物を持ち帰った翌日は、持ち帰った枚数の補充をお願いします。
- * バスタオル週末に持ち帰り、洗濯して翌週に持ってきてください。
- * 帽子は入所後購入していただきます。(1・2歳児)

14. 保育所の利用にあたって

保育所では保護者の方々がその就労の実態や育児の状況等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できるよという保育制度の趣旨を保護者の皆様との共通認識とし以下のとおり保育に取り組んでまいります。

保育(利用)時間について

各認定の保育(利用)時間は下記のとおりです。

【保育標準時間認定】 7:00～18:00 の間で勤務および送迎にかかる時間の合計

【保育短時間認定】 8:30～16:30 の間で勤務および送迎にかかる時間の合計

登所・降所・送迎について

○ 登所について

病院受診等のやむを得ない場合を除き、9時00分(遅くとも9時30分)までに登所してください。

○ 遅れて登所(遅刻)する場合

病院の受診等の理由により、やむを得ず遅刻される場合は9時00分までに保育所に連絡をしてください。

○ 保育所をお休み(欠席)する場合

事前にお休みがわかっている場合は前日までにその旨お伝えください。また急に保育所をお休みすることになった場合は9時00分までに連絡を入れてください。

※お休みされる場合は必ず理由(保護者の方がお休み、または体調不良等)を伝えてください。

※連絡がない時は確認の連絡をさせていただきます。

保育所に電話を入れる際にはクラス名・お名前(フルネーム)をお伝えください。

○ 降所について

お仕事等が終わられた後、速やかにお迎えをお願いします。

保育標準時間及び土曜日	18時00分まで
保育標準時間 延長保育	19時00分まで(月～金)
保育短時間	16時30分まで

※上記の時間には保育所の玄関を出られるようにしてください。

原則として保護者の方がお迎えに来てください。何らかの事情により代理の方がお迎えに来られる場合は必ず事前に保育所にご連絡ください。連絡が無い場合はお渡しできません。中学生以下の兄弟等による送迎は昨今の子どもが関わる事故・犯罪等を鑑み不可。また16歳以上の兄弟等であってもお家までの距離・天候・時間・その他の状況等により当保育所が不可と判断した場合は送迎をお断りする場合があります。

※お迎えが違う時は必ず保育所に連絡してください。

※名前カードのない方にはお子さまをお渡しできません。

送迎時の注意事項について

- ・保護者の責任の元、お子様から目を離さないように、十分お気をつけください。
- ・出入り口の鍵は、その都度施錠をお願いします。
- ・名前カードは首から下げてお名前が見えるようにしてください。

保護者の方がお休みの場合について

保護者の勤務休暇日は原則ご家庭での保育となります。ただし、やむを得ない事情で保育を必要とされる場合はご相談ください。

※土曜日の登所については『7.保育を提供する日』を確認してください。

慣らし保育について

入所当初、環境の変化によるお子さんの負担を軽減することを目的として、集団生活に順応できるまで約1週間～2週間の慣らし保育の期間を設定しています。登所時間は9時、降所時間はクラスからお伝えします。保護者の方の状況も考慮いたしますがお子さんの状態を最優先に考え慣らし保育の期間を設定いたします。具体的な慣らし保育のスケジュールについては、クラス担任にご相談ください。

慣らし保育中の1週間は様子をお迎え時にお伝えしますので、連絡帳の記入はありません。

給食について

○ 献立表

献立表は月1回、月始めによい子ネットで配信いたします。

○ なかよし給食について

アレルギーとなる卵や乳を使用しない調味料や食材を選定することで、食物アレルギーがある子も、ない子もすべての子どもが同じ給食を食し、安全・安心な給食(なかよし給食)の提供に努めます。

○ 食物アレルギーについて

食物アレルギーで食品制限の必要があるお子さんは、個別面談を行います。該当するお子さんは、必ず保育所に知らせてください。その後、生活管理指導表などの提出をお願いします。

○ 体調不良時の献立変更

下痢・嘔吐等により食事の変更を希望される場合は職員にお申し出ください。可能な範囲で対応いたします。

健康について

○ 朝、登所する前に

登所前にお子様の健康状態(熱、発疹、咳、機嫌、便の状態等)をよく観察・チェックしてください。

※軽度の体調不良等がみられる場合は必ず登所時に状態をお伝えください。

○ 保育所で体調が崩れた場合

保育所に登所後、体調不良になった場合は保育所より連絡をさせていただき、状態によりお迎えをお願いいたします。

- 体温が38.0℃以上ある。(熱性けいれんの場合は指示のあった体温)
- 下痢・嘔吐がつづく。
- 発疹の増えが急で伝染性の病気が疑われる。
- 食欲がなくぐったりしている。また極端に機嫌が悪い。
- その他、保育所が連絡を必要と判断した場合。

※病気等により途中降所された場合は次回登所時にお家での様子を詳しくお知らせください。

※発熱時は受診後平熱に戻ってから24時間ご家庭で様子を見てあげてください。

保育所で体調不良になった場合、保育室または静養室のベッドで安静にして様子を見ますが、子どもにとってはやはりお家が一番落ち着いて過ごせます。そのためお迎えの後、お家ですぐにお熱が下がるなど症状が改善される場合があります。

○ 病気（感染症）について ※参考:『保育所における感染症対策ガイドライン』(厚生労働省)

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐために、一人ひとりの子どもが快適に生活できるよう感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育所生活が可能となる状態となつてからの登所をお願いします。

病気によっては医師の通園許可書または全治証明の提出が必要な場合があります。表以外の病気については保育所にご相談ください。

◎ 医師による証明書が必要な感染症 ※登所には医師の通園許可書が必要です。

病名	登所のめやす
麻疹(はしか)	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日(乳幼児にあっては3日)を経過してから
風しん	発疹が消失してから
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化(かさぶた)してから
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になってから
結核	医師により感染のおそれがないと認められてから
咽頭結膜炎(プール熱)	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了してから
腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111等)	症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されてから
急性出血性結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められてから
髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染のおそれがないと認められてから

◎ **医師による証明書のいない感染症** ※登所には医師の通園許可書は不要です。

※ 適切な治療を受け、登所の判断については医師の指示に従ってください。

病名	登所のめやす
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ感染症	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑(りんご病)	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	すべての発疹が痂皮化(かさぶた)してから
突発性発疹	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
伝染性膿痂疹(とびひ)	皮疹が乾燥しているか、湿潤部位が被覆できる程度のものであること
伝染性軟属腫(水いぼ)	掻きこわし傷から滲出液が出ているときは被覆すること
アタマジラミ※	駆除を開始していること ※専門医による陰性の証明が必要

★ 病気・ケガ等で医療機関を受診する際には保育所に通っていること(集団生活をしていること)を必ず医師に伝え指示に従ってください。又転落・転倒等で頭・体を打った時は受診して医師の指示に従ってください。

感染症の感染拡大防止にご協力ください!

感染症を疑われる症状(高熱・嘔吐・下痢・発疹等)の場合は必ず医療機関を受診してください。

特に流行期の感染症については感染の拡大防止にご協力をお願いします。

『保育時間中のケガ等』について

保育中のケガ等については応急処置と同時に保護者の方に連絡を入れ状況に応じ医療機関を受診いたします。その後の通院及び費用についてはできる限り保育所に対応いたします。子ども同士のトラブルでのケガについてはお互いのお名前をお伝えしていません。

○ **健康診断について**

嘱託医師による年2回の内科検診と、歯科医師による年1回の歯科検診を実施しております。

○ 保育所での与薬（お薬持参する場合）

原則薬の服用はできません。やむをえず保育所で薬を飲ませる場合、医師からの指示があった薬をその日保育所で飲ませる分量のみ氏名、服用時間を薬の依頼票に記入のうえ持参し、直接保育者に手渡してください。連絡帳にも記入してください。

【やむなく保育所に薬を依頼する場合の注意事項】

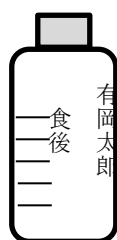
※慎重に対応していくために下記の事項について趣旨をご理解のうえご協力をお願いします。

1. 保護者からの「薬の依頼票」に基づき対応します。（用紙は保育所にありますが、ホームページからダウンロードできます）
2. 受診時、医師に何の薬かを確認しましょう。また、お子さんが現在〇時から〇時まで保育所に在所していることと、保育所では原則として薬の服用ができないことをお伝えください。
3. 医師の指示のあった薬で、その日の保育時間中に必要であるもののみを受け付けます。
4. 必要事項を記入したビニール袋に1回分を入れ、お薬にも必ず名前（フルネーム）を書いてください。※粉薬の袋、水薬の容器等々

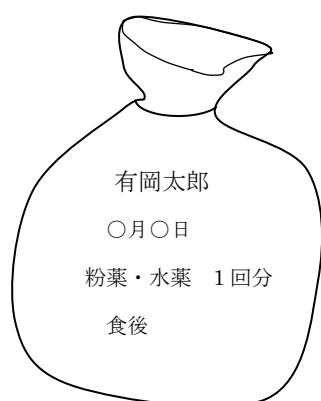
次のような場合、お薬は与薬しません！

- ・ 医師が処方していない市販のお薬
- ・ 解熱作用のある薬（坐薬・頓服）※医師が処方したものでも不可
- ・ 処方年月日の古いもの ※医師の指示の場合はご相談ください。
- ・ その他、囑託医と検討し保育所が処遇・保育する上で不相当と判断したもの

（水薬）



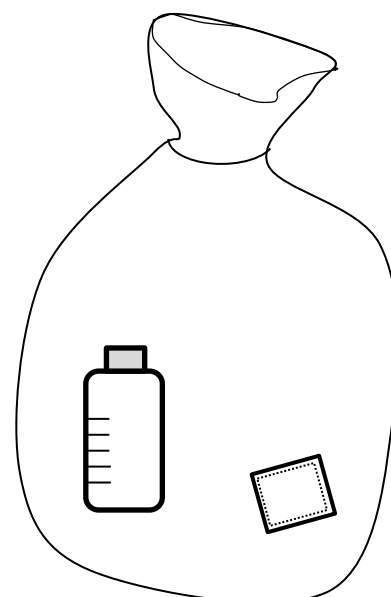
（ビニール袋）



（粉薬）



ビニール袋の口は軽く結んでください



(連絡帳)
0 歳児

月		日		曜日		天候		晴		曇り		雨	
家庭からの連絡						保育所からの連絡							
健康状態	体温 ()					健康状態	機嫌 (よい ・ わるい)						
	機嫌 (よい ・ わるい)					薬	服用						
薬	有 (食前・間・後) (薬名)					給食	午前			午後			
朝食													
睡眠	昨夜 時～今朝 時												
排便	昨夜 (時) 今朝 (時)					排泄	硬・普・軟・下痢 () 回						
	便の状態					時間							
					硬・普・軟・下痢 () 回					ひるね			
(その他)						(その他)							

1・2 歳児

月		日		曜日		天候		晴		曇り		雨	
家庭からの連絡						保育所からの連絡							
健康状態	機嫌 (よい ・ わるい)					健康状態	機嫌 (よい ・ わるい)						
薬	有 (食前・間・後) (薬名)					薬	服用						
朝食						給食	全	半	少				
睡眠	夜 時 ~ 朝 時					おやつ	全	半	少				
排 便	昨夜	無	有	回	硬 普 軟 下痢	排便							
	朝	無	有	回	硬 普 軟 下痢	ひるね							
(その他)						(その他)							

※毎日の園の様子を連絡帳に記入します。ご家庭での様子もご記入ください。なお、会議時間の確保・保育の質の向上のため、週2回園からの記入をお休みします。(給食・おやつ・排泄・睡眠の記入はします) その日は玄関の各クラスのボードに様子を書いていますのでご覧ください。ご理解とご協力をお願いします。

保育所からのお知らせ等について

月1回の園だよりや、よいこネット(開封確認がある時は忘れずにしてください)に保育所の行事・連絡事項などを掲載していますので必ず目を通してください。

届出書類の内容変更

以下の項目等で役所への提出書類に変更を生じた場合は異動届及び必要に応じ添付書類を提出してください。(添付する書類についてはお問い合わせください。)

- ・住所 ・勤務先 ・家族構成 ・姓名 ・保育所利用理由 ・認定区分

※特に連絡先の変更(携帯電話の番号変更等)がある場合は速やかに保育所にお知らせください。

嘱託医等について 《重要事項》

内科検診及び健康・医療面については

山崎こどもクリニック	伊丹市千僧6丁目103-7	072-770-7330
------------	---------------	--------------

歯科検診及び歯に関する事については

八竹歯科医院	伊丹市伊丹5-4-23	072-782-2038
--------	-------------	--------------

入所前健康診断について 《重要事項》

入所に際し入所前健康診断の受診をお願いしております。かかりつけ医又はありおか乳児
 保育所嘱託医を受診し、必要項目を記入して頂き入所初日に必ず提出してください。

緊急・非常時の対応 《重要事項》**○ 緊急時の対応**

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の緊急 連絡先
 等へ速やかに連絡を行います。

○ 非常災害時の対策

災害時に限り保護者から連絡がない場合でも《園児引き渡しカード》に基づき園児の引き渡
 しを行います。(引き渡しカードは鉛筆で記入してください)

非常時の対応	別途に定める消防計画書により対応
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・その他(カーテン、敷物、建具等の防災処理) 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は毎月1回以上実施
自主避難	災害時、保育所外に避難を要する場合は安全を確認の上、周辺 の状況に応じ下記の避難所へ避難をする場合があります。 ・伊丹市立伊丹小学校(伊丹市船原1-1-1)

利用者に対する保険の種類・保険内容・保険金額 《重要事項》

当保育所では、下記の保険に加入しています。

保険の種類	賠償責任保険
保険の内容	保育所(法人)が保育所管理や保育所業務に起因する 事故により、法律上の賠償責任を負った場合の補償
保険金額(支払限度額)	1億・7億円※身体賠償(1名・1事故) 1,000万円※財物賠償(1事故)
保険会社	【取扱い代理店】 株式会社 福祉保健サービス 【引受幹事保険会社】 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

災害共済給付制度（任意）への加入のお願い 《重要事項》

在籍する児童の不慮の災害・事故にあった際に、その治療費や見舞金が保護者の方に給付される**独立行政法人 日本スポーツ振興センター**の災害共済給付制度に加入していただきます。掛金の一部、保護者負担があります。『利用者負担金について』(P17)をご覧ください。
※加入に際しては保護者の同意が必要となります。

災 害 の 種 類	負傷、疾病、障害、死亡
給 付	医療費、障害見舞金、死亡見舞金
加 入	在籍児童全員
そ の 他	詳細につきましては、別途ご案内させていただきます。

15. 要望・苦情等に関する相談窓口 《重要事項》

当保育所に対して、ご要望・苦情・ご意見等がある場合は担任・その他職員または下記の受付担当までお申し出ください。また、ご意見箱を設置しておりますのでご利用ください。

受付担当者	主任保育士： 山口 史子
解決責任者	所 長： 脇 英記
第三者委員	弁 護 士： 春名・田中・細川法律事務所 所属 〒664-0858 伊丹市西台1丁目2-11 C-3 ビル5階 電話：072-781-7327

※第三者委員は必要に応じ、話し合いに立ち会います。

上記で解決に至らない場合、以下の機関に申し立てることができます。

<p>兵庫県福祉サービス運営適正化委員会</p> <p>〒651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-1(兵庫県福祉センター内)</p> <p>電 話：078-242-6868 (受付時間 10:00～16:00)</p> <p>F A X：078-271-1709 (24時間受付)</p>

○ 保育所に関する問い合わせ先

伊丹市の保育所及び書類関係のお問い合わせは下記にお願いします。

<p>伊丹市教育委員会事務局 こども未来部</p> <p>幼児教育保育室 教育保育課</p> <p>伊丹市役所2階 電 話：072-784-8035 (直通)</p>

16. 特別保育事業

延長保育（保育標準時間認定）※要申請

- ① 実 施 月曜日 ～ 金曜日（祝日は除く）
 ② 時 間 午後6時00分 ～ 午後7時00分
 ③ 利 用 料 別表参照
 ④ そ の 他
- ・ おおむね生後6か月以上。
 - ・ 利用には申請が必要です。（前月20日まで）
 - ・ 土曜日、日曜日・祝日は実施していません。
 - ・ 台風接近時、気象警報発令時および地震発生時に延長保育の中止または時間を短縮する場合があります。

延長保育（保育短時間認定）※要申請

- ① 実 施 月曜日 ～ 土曜日（休日保育利用の場合は日祝可）
 ② 時 間 午前7時から午前8時30分、午後4時30分から午後6時
 ※休日保育利用時は午前8時から午前8時30分
 ③ 利 用 料 別表参照
 ④ そ の 他
- ・ 利用には申請が必要です。（前月20日まで）
 - ・ 台風接近時、気象警報発令時および地震発生時に延長保育の中止または時間を短縮する場合があります。

休日保育 ※要申請

- ① 実 施 日曜日、祝日（同協会、長尾保育所にて実施します）
 ※年末年始（12/29～1/3）・4月第1週目・3月最終週、
 園内設備点検日、工事日などは実施しておりません。
 ② 時 間 午前8時00分 ～ 午後6時00分
 ※保育短時間の方は認定時間内
 ③ 利用定員 6名～10名程度（1日）※利用児の年齢による
 ④ 昼 食 昼食はご家庭よりお弁当・水筒をご持参ください。
 ※おやつは保育所で用意いたします。
 ※離乳食のお子さまについては別途ご相談させていただきます。
 ⑤ そ の 他
- ・ 利用には事前に申請・登録が必要です。（前月20日まで）
利用日1週間前の午前中（12時まで）に要連絡
 - ・ お仕事の方のみ利用可※要就労証明
 - ・ 状況により利用をお断りする場合があります。
 - ・ 台風接近時は、当日朝7時00分に大雨・洪水・暴風いずれかの警報が発令されていれば 休所となります。
 - ・ 地震発生時は、状況に応じ休所、閉所閉所時間の変更、短縮となります
 - ・ 詳細については申請の際、別途説明いたします。

17. 当保育所におけるその他の留意事項 《重要事項》

喫 煙	当保育所の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動 営利活動	利用者の思想・信仰は自由ですが他の利用者に対する宗教活動 政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
車での送迎	保育所周辺に路上駐車しての送迎は禁止です。 ※車での送迎の際はルール、マナーの遵守を厳にお願いいたします。 地域の方々とのトラブルはありおか乳児保育所の処遇・運営に支障をきたします。

☆ありおか乳児保育所の利用にあたっては、保育所の職員および関係者の指示に従ってください。また地域の方々、他の利用者の方の迷惑にならないようルール、マナーを守ってください。

防犯対策について

- ・安全確保のため、お迎えが代理の方の場合には事前に保育所へ連絡ください。
- ・送迎の際は、名前カードを必ず見えるように首からかけて下さい。
- ・名前カードのない方はお子様のお渡しはできません。(身分確認をさせていただきます)
- ・名前カードは、入所から卒園まで同じものを使って頂きますが、卒園・退所時にはご返却ください。

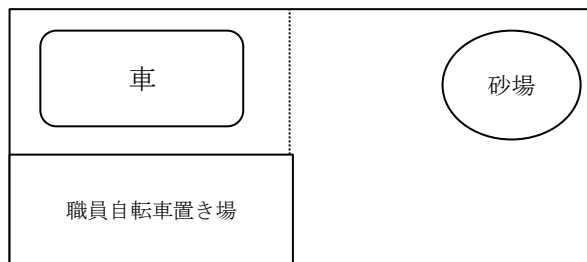
自転車での送迎について

- ・自転車送迎の際は、保育所東側の自転車置き場（黄色の枠内）をご利用ください。
- ・保育所玄関前の道路、保育所北側マンションの玄関及び鍼灸接骨院の駐車場には駐輪しないでください。

お車での送迎について

朝夕の送迎時、周辺の道路は通学路になっておりマナーの悪い駐車をされますと周りに迷惑を掛けるだけでなく事故の原因にもなりかねません。
「わたしぐらい・・・」「少しぐらい・・・」とならないよう十分気をつけて交通ルールマナーを遵守した送迎をお願いします。

- ・保育所周辺の道路は駐車禁止です。
- ・お車での送迎の場合は短時間の利用にご協力ください。
- ・1台しか駐車できませんので、できる限り自転車か徒歩で送迎してください。(参観・懇談会・その他の行事での駐車場利用はできません)
- ・玄関、ベビーカーの場合大変ですが、子どもの飛び出し防止の為スロープにはなっていません。ご了承ください。



18. その他

この『入所のしおり～重要事項説明書～』に記載されていない項目・事柄、また内容に変更が生じた場合は必要に応じ、随時お知らせをいたします。

ありおか乳児保育所における保育の提供を開始するに当たり、この『入所のしおり～重要事項説明書～』に基づき、利用の要領および重要事項の説明を行いました。

保育所名 : ありおか乳児保育所
説明者職氏名 : 所長 脇 英記

《災害発生時および警報発表時の対応について》

ありおか乳児保育所では地震発生時および台風の接近・通過等による警報(大雨・暴風・洪水等)の発表時に、状況により子どもの安全、送迎時の安全、および職員の通勤の安全を考え臨時休所やお迎えの要請、開所時間の短縮、延長保育の中止等の措置をとる場合があります。また一部の保育の受け入れを制限する場合があります。

1. 臨時休所する場合について

以下のような状況の際には臨時休所、速やかなお迎えの要請を行うことがあります。

- ① 災害発生の影響により、建物の安全が確保されない。
- ② 特別警報(大雨・暴風)が発表された場合。
- ③ 交通機関等の影響により、保育可能な職員数の出勤が確保できない場合。
- ④ ライフライン(電気・ガス・水道)の供給が停止し、保育に支障がある。
- ⑤ 給食の提供ができない場合。
- ⑥ 行政からの指示・命令があった場合

2. 登所後の災害発生および警報発表があった場合

登所後に地震発生および台風の接近・通過等による警報(大雨・暴風・洪水)が発表された場合は以下の通りです。

- ① お迎えが可能になった時点で速やかにお迎えをお願いします。
- ② 状況により保育所から連絡(よい子ネット等)を入れ、お迎えを要請する場合があります。
- ③ 開所時間の短縮、延長保育を中止する場合があります。

3.一部の保育の受け入れを制限する場合について

伊丹市で震度5弱以上の地震の発生および「大雨警報」「暴風警報」「洪水警報」が発表された場合、以下の方につきましては一部の保育受け入れを制限する場合がありますのでご家庭での保育をお願い致します。

- ① お仕事がお休みの方
- ② 保育所利用理由が求職中・産前産後・育休の方
- ③ その他、ご家庭での保育が可能な方

4 対応等の周知について

台風等の進路や接近する時間等が予想できる場合は、事前に掲示、プリントの配布にてお知らせいたします。また登所後の場合は電話(よい子ネット等)で連絡させていただきます。

○伊丹市で震度5弱以上の地震が発生した場合、『暴風』『大雨』の警報が発表されている場合は、保育所からの連絡がなくてもできる限り早めのお迎えをお願いします。

○勤務先の遠い方は交通機関の乱れや、道路事情の悪化が予想されますのでお迎えの時間にご注意ください

○災害等の影響により停電になった場合、保育所の電話は繋がりません。

別 表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容, 負担を求める理由及び目的	金額
災害共済掛金	独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度（掛金一部負担分）	300円（1人年額） ※保育料第1階層世帯 33円（1人年額）
帽子費	屋外での活動の際に使用するカラー帽の購入費用	900円

2 時間外保育（延長保育）に係る利用者負担

各月初日の延長保育を受ける児童の属する世帯の階層区分		利用料金額（月額）	
		施設の開所時間以降	施設の開所時間内
階層区分	定義	1時間	
第1	保護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1項の里親である世帯	0円	0円
第2	第1階層を除き、当該年度分（延長保育を受けた月が4月から8月までの場合にあっては、前年度分）の市町村民税を課されない世帯	1,000円	0円
第3	第1階層及び第2階層に該当しない世帯	4,000円	500円

※ 当保育所は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。

※ 延長保育の利用料を滞納された場合は利用を停止させていただきます。また併せて、伊丹市教育保育課へ報告いたします

*** メ モ ***

同 意 書

私は『入所のしおり～重要事項説明書～』に基づいて説明を受け内容を十分に理解し、ありおか乳児保育所利用に関するルール・マナーを遵守します。また日本スポーツ振興センターの災害共済への加入および利用者負担金の支払いを滞納することなくありおか乳児保育所を利用することに同意します。

提出日： 年 月 日

保護者住所： _____

クラス名： _____

児童氏名： _____

※お子さんが複数の場合は連名でお書きください。

保護者氏名： _____

⑩

児童から見た続柄： 父 ・ 母 ・ その他（ ）

同意書の提出について

※必要事項を記入・捺印の上、左の切り取り線に沿って切り離し、保育所に提出してください。（後日、写しを保護者控えとしてお渡しします。）

保育所受付